

特別支援教育コーディネーター・教育相談担当の先生へ

本校では、お子さんの気になることや困っていることについて、
「専門相談員派遣」「電話相談」「来校相談」を行っています。
お気軽にご相談ください。



I. 専門相談員派遣事業(石川県教育委員会:令和7年度 特別支援教育拠点化事業)

◆専門相談員派遣事業 利用手続きについて◆ →別紙参照

◆内容について◆

- ・発達障害等のある特別な支援を必要とする児童生徒への対応について、教員等への相談・支援
- ・校内研修会での講師や校内委員会での助言等
- ・発達検査等の実施(今後の支援のために「個別の教育支援計画」を必ず作成します。)
- ・個別の教育支援計画の作成・活用支援
- ・大学等への進学、企業等への就労及び就労系障害福祉サービスの利用について、教員等を対象とした相談・支援

◆発達検査について◆

- ・検査のみを目的とした申請はできません。まずは専門相談員による対象児童生徒の授業参観、担任等との話し合いを実施します。
- ・検査実施の有無については、専門相談員と学校で十分相談しながら検討していきます。
- ・検査を実施する場合は、専門相談員の所属長の承認が必要です。
- ・対象児童生徒に関して、検査結果等を具体的支援に生かすとともに、保護者の理解と協力のもと、個別の教育支援計画の作成及び活用を図るようお願いします。

2. 電話相談:随時受け付けています。相談担当者または教頭までご連絡ください。

受付時間 月曜～金曜 9：00～16：50 (相談支援課:相談員まで)

3. 来校相談:随時受け付けています。相談担当者または教頭までご連絡ください。

受付時間 月曜～金曜 9：00～16：50 (相談支援課:相談員まで)